

北薩地域U I Jターン就労促進事業補助金（企業説明会参加費等補助）実施要領

目的

第1 この要領は、鹿児島県外（以下「県外」という。）から北薩地域振興局管内（以下「管内」という。）へのU I Jターン者の確保と就労促進を図るため、県外で開催される企業説明会等に参加をする管内企業等に対して、補助することとし、鹿児島県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

定義

第2 この要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 管内 阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町の範囲
- (2) 管内企業等 管内に事業所を有する企業その他法人をいう。ただし、官公庁，公立教育機関は除く。

補助対象者

第3 この補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、管内企業等であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 代表者，役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず，かつ将来にわたっても該当しない事業者であること。また，これらの者が経営に事実上参画していない事業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う事業者でないこと。また，これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 交付申請書（要綱第1号様式）の提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続き開始の申し立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申し立てをいう。）又は更生手続き開始の申し立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申し立てをいう。）を行った事業主であって，事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。
- (4) 県税に未納がないこと。

補助対象経費，補助率及び補助限度額

第4 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は，次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

ア 県外で開催される企業説明会

- (ア) 出展料
- (イ) 交通費
- (ウ) 宿泊費
- (エ) P R資材等制作費
- (オ) 出展ブース装飾品製作費
- (カ) 出展用機材等リース代
- (キ) 自ら開催する場合に要する経費（会場借上料，会場設営費，広告宣伝費）
- (ク) その他出展日に発生する諸経費

ただし，(ウ)宿泊費については，説明会1回に対して，前日及び当日の2泊分までを対象とする。

なお，朝食代及び夕食代は補助対象経費からは除くこととし，宿泊費に朝食代又は夕食代が含まれている場合は，相当額（朝食代については1,500円，夕食代については2,060円）を除いた額を補助対象経費とする。

イ ウェブ上で開催される企業説明会

- (ア) 出展料
- (イ) P R資材等制作費
- (ウ) 出展用機材等リース代
- (エ) 自ら開催する場合に要する経費（広告宣伝費）

(2) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額は1補助対象者につき20万円を上限とする。
このうち、交通費及び宿泊費の1人当たりの合計金額は、1泊の場合は3万円、2泊の場合は4万円を上限に補助対象経費とすることができる。

- 2 国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける説明会については、補助対象としない。
- 3 補助金の対象となる説明会は、補助金の交付の決定を受けた日から、北薩地域振興局長が別に定める日までに実施又は開催したものとする。

補助金の交付申請

第5 補助金の交付を受けようとする者は、要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書（要綱第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して北薩地域振興局長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）（添付書類も含む）
 - (2) 収支予算書（要綱第1号様式別紙）
 - (3) 必要に応じて事業に関連する資料
- 2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税」という。）を減額して提出しなければならない。

補助金の変更交付申請

第6 要綱第7条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けた後、要綱第8条第1項に定める変更事由が生じた場合は、要綱第8条第2項に定める補助金等変更申請書（要綱第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して北薩地域振興局長に提出するものとする。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）（添付書類も含む）
- (2) 変更収支予算書（要綱第3号様式別紙）
- (3) 必要に応じて事業に関連する資料

実績報告

第7 要綱第11条第1項に定める補助事業等実績報告書（要綱第10号様式）については、次の各号に掲げる書類を添付して北薩地域振興局長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第3号）（添付書類も含む）
- (2) 収支精算書（要綱第10号様式別紙）
- (3) 事業に関連する成果品、領収書（写）、資料、写真等

補助金の交付決定の取消

第8 北薩地域振興局長は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則、要綱及びこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

個人情報の保護

第9 補助対象者は、補助金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

その他

第10 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、北薩地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。